別紙１

注意報発令

県内全域に注意報を発令しています。
～手洗い、咳エチケット等予防に努めましょう～

新潟県福祉保健部感染症対策・薬務課

１　流行状況

○　令和５年第 11 週（３月 13 日～３月 19 日）のインフルエンザの定点当たり報告数は 19.45 と、前週の 15.59 に比べ増加し、国の示す注意報基準（定点当たり報告数 10）を超えています。

【感染症発生動向調査（サーベイランス）　定点当たり報告数】
令和５年 11 週（３月 13 日～３月 19 日）

新潟県	新潟市	新発田	新津※	三条	長岡	魚沼	南魚沼	十日町	柏崎	糸魚川	村上	佐渡	上越
19.45	19.04	18.75	1.33	17.25	28.31	95.00	19.00	3.00	1.40	3.00	0.33	0.00	39.70

※新津は、新潟地域振興局健康福祉部管内（五泉市、阿賀町）

（参考）
○　流行期入りの目安　　定点当たり報告数　　1
　　注意報の基準　　定点当たり報告数　10
　　警報の基準　　定点当たり報告数　30（警報終息の基準　10 ）
○　今シーズンで初めて、全県で注意報あるいは警報基準を超えた週
　　2023(令和５)年第 10 週（３月６日～３月 12 日）：定点当たり 15.59（注意報）

２　予防方法等

◎ 季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の基本的な感染対策は同じです。以下の対策を徹底するようお願いします。

○　発熱や咳などの症状があるときや具合が悪いときは、
　① 外出を控え、イベント等への不参加を徹底しましょう。
　② 登校や出勤はしないようにしましょう。
　③ やむを得ず外出が必要な場合はマスクを着用し、人混みを避けてください。
○　外出からの帰宅後は手洗いを徹底してください。
○　十分な睡眠とバランスのとれた食事で基礎体力をつけてください。
○　室内では、適度な湿度（５０～６０％）を保ってください。
○　基礎疾患（慢性肺疾患、免疫不全状態、慢性心疾患、糖尿病、腎臓病等）のある方や妊婦は重症化する例もありますので、予防には特に注意してください。
○　り患したと思われる場合は、早めに医療機関を受診してください。

◎ 感染が疑われるような体調の変化を感じたら、県ホームページを参考に適切な相談・受診を検討してください。
［ https://www.pref.niigata.lg.jp/site/shingata-corona/ ］

３　学校保健安全法における扱い

○　第二種感染症として定められており、発症から５日を経過し、かつ解熱した後２日（幼児は３日）を経過するまで出席停止となります。ただし、病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めたときには、この限りではありません。